

入札監理小委員会における審議結果報告
消費者庁「ネットワークシステムの運用支援業務」

当該『民間競争入札実施要項（案）』を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

- 市場化テスト「2期目」の継続案件である。
- 消費者庁「ネットワークシステム」は、消費者からの直接的な窓口となり、消費者事故情報を一元的に収集・原因究明・対応を行い、情報収集及び情報発信を促進させ、大規模災害発生時においてもサービスを継続するための情報基盤である。本業務は、このネットワークシステムを安定稼働させるための運用支援を行う。
- 予定期間は、4年3か月間。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

- 引継ぎ及び準備の期間を「3ヶ月間」取り、LAN システム切り替えに不慣れ等による作業時間の増大やサービスレベルを低下させるリスクを軽減。
(実施要項案：8/93、47/93ページ)
- 2期目の本業務内容は、1期目とほぼ同内容であるため、1期目の運用マニュアルや成果物を事前に閲覧（期間は「1か月間」）に供して作業量を把握。
(実施要項案：10/93、60/93、61/93ページ)

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

- (1) <「常駐（2名必須）」の条件について> 「常駐」、「2名必須」の条件緩和を要検討。少しでも民間事業者の自由度を認めていくべきである。
- (2) <「引継ぎ」について> 実施省庁である消費者庁が現行請負業者と次回請負業者の間の調整を行い、最終的な責任を持つことが大事である。

【対応】

- (1) 各府省庁ネットワークシステムは、各府省庁の情報セキュリティポリシーに則り、政府共通ネットワークを経由して他府省庁のネットワークシステムから利用できないよう制限していること。請負業者は、予め用意された回答をするだけでなく、職員からの不具合や問い合わせ内容に対し、現場へ迅速に駆け付け実際の状況を確認することが非常に多いこと。さらに、仮に1名で対応する場合、駆け付け対応中に他の依頼への対応が滞る等、サービスレベルを遵守できない恐れがあること、管理用ネットワークセグメントへの外部からの接続は許可していないこと、対応時間帯を開庁日の8:30～18:15としているため、1名が休憩中は業務を遂行できないことから、最低2名以上の常駐を要すると判断し当初案を採用。

(実施要項案：50/93、75/93ページ)

(2) 官民競争入札等監理委員会事務局から提示された『OA関係（LANの運用管理）の実施要項（案）の標準例』に則った記載を行う。(実施要項案：4/93ページ)

4. 意見募集の対応について

意見募集（平成30年3月15日～4月4日）を行った結果、2者から11件の意見が寄せられた。寄せられた意見を踏まえ、

- ・競争参加資格について「A又はB等級」から「A, B, C又はD等級」へと拡大
(実施要項案：7/93、9/93ページ)
- ・公的認証機関の証明書が提示できない場合に、要求事項に準じていることを確認できる書類の提出でも可とする変更（実施要項案：56/93、92/93、93/93ページ）
- ・受託実績について緩和（実施要項案：51/93、57/93、92/93ページ）などの修正が行われた。

以上